



日増しに春めいてまいりました。花粉症の方には辛い季節かもしれませんが、暖かな日差しの中で、咲き始めた、きれいな花々を見るのは、心が安らぐものです。  
 年度替わりの慌ただしい中ではありますが、時にはきれいな景色を見ながら心穏やかに過ごしたいですね。

### I. 最新情報（2015年2月1日～2015年2月28日）

#### 1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2015年2月 4日	意見	「実務対応報告公開草案第44号(実務対応報告第18号の改正案)「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い(案)」」に対する意見について	平成26年12月24日に企業会計基準委員会から「実務対応報告公開草案第44号(実務対応報告第18号の改正案)「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い(案)」」が公表され、広く意見が求められました。  日本公認会計士協会(会計制度委員会)では、この公開草案に対する意見を取りまとめ、平成27年2月4日付けで企業会計基準委員会に提出いたしましたのでお知らせします。	—
2015年2月 6日	公開 草案	会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」及び「金融商品会計に関するQ&A」の改正について(公開草	日本公認会計士協会(会計制度委員会)では、企業会計基準委員会(以下「ASBJ」という。)からの依頼を受けて、「ヘッジ会計の限定的見直し」のため、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品会計実務指針」という。)及び「金融商品会計に関するQ&A」(以下「金融商品会計Q&A」という。)について検討を行い、所要の見直しを行いました。今般、これを草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	本改正は現行の取扱いを明確化するためのものであるため、確定版の公表日以後に適用するこ

		案)	<p>1. 改正の背景</p> <p>ASBJにおいて、「ヘッジ会計の限定的な見直し」をテーマとして、ヘッジ関連規定の改正の検討が行われました。その結果、「異なる商品間でのヘッジ取引」及び「ロールオーバーを伴う取引に関するヘッジ会計の適格性」の二つの論点について対応が必要とされ、当協会に対して金融商品会計実務指針及び金融商品会計Q&amp;Aの改正の検討の依頼がありました。</p> <p>本公開草案は、当協会による検討の結果、金融商品会計実務指針及び金融商品会計Q&amp;Aの改正を行うものです。</p> <p>2. 改正内容</p> <p>(1) 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」</p> <p>「異なる商品間でのヘッジ」が認められるか否かに関して、他に適当なヘッジ手段がない場合には、事前の有効性の予測を前提として、ヘッジ対象と異なる種類のデリバティブ取引をヘッジ手段とすることができることについて、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）及び金融商品会計実務指針の取扱いは明確であるとの結論となりました。</p> <p>この取扱いを周知するために実務指針第 143 項に一文を追加した上で、結論の背景に第 314-2 項を新設することとしました。</p> <p>(2) 「金融商品会計に関するQ&amp;A」</p> <p>「ロールオーバーを伴う取引に関するヘッジ会計の適格性」について、金融商品会計基準及び金融商品会計実務指針において取扱いが明確なケースについては、金融商品会計Q&amp;AにQを新設し、周知すべきであるとの結論となりました。</p>	とを予定しております。
--	--	----	--	-------------

## 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

## 3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

## 4. IT 関係（IT 委員会）

特になし

## 5. その他

特になし

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

## Ⅱ. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

今回は、平成27年3月期の学校法人会計の留意点について解説致します。

過去に取り上げた点もあるかと思いますが、確認の意味も含めて記載いたします。

#### 1) 最近公表された会計に関する委員会報告等

##### 1. 学校法人委員会報告第42号『「ソフトウェアに関する会計処理について(通知)」に関する実務指針(平成26年7月29日改正)

(内容の概略)

従来「その他ソフトウェア」としていたものを「管理用機器備品」との平衡を合わせて、「管理用ソフトウェア」と表示しても差し支えない

##### 2. 学校法人委員会研究報告第22号「私立大学退職金財団及び私立学校退職金団体に対する負担金等に関する会計処理に関するQ&A」(平成26年7月29日改正)

(内容の概略)

Q&Aの質問5「従来、私立退職金団体に加入していたため退職給与引当金を設定していなかったが、このたび、私大退職金財団に加入したため過年度分も含めた退職給与引当金の設定が必要と考えられる。5年間位に分割して均等繰入れをしたいがどうか。」に対する答えのうち、「なお、過去勤務費用を一括して計上する場合の消費収支計算に与える影響から、第11号通知が発出されるまでは、学校会計委員会報告第9号の記2にならって過去勤務費用分について5年程度の分割均等繰入れを行うことも認められるものと考えられていた。しかし、同通知2の経過措置において10年以内の期間をもって毎年度均等額を繰り入れることが認められているのは、変更時差異について一括計上することが困難な場合とされているので留意されたい」という部分の削除

##### 3. 学校法人会計問答集(Q&A)の改正(平成26年7月29日改正)

(内容の概略)

第7号「内部取引の表示について」、第11号「学校法人における土地信託の会計処理について」は文言修正のみ

第13号「有価証券の評価等について」

基準改正実務指針に移行された旧Q7~9(著しい時価の下落に関するQ&A)の削除と、仕組債や投信の特別配当についての追加(Q10~Q12)

Q10: 仕組債の50%以上の時価の下落時の評価替えの要否

⇒債券にデリバティブが組み込まれた複合金融商品全体の時価が把握できることから、債券に準じて、著しく低くなった場合には回復の可能性があると考えられる場合を除き、評価替えの必要がある。

Q11: 仕組債の30%以上50%未満の下落の場合の評価替えの要否

⇒Q10と同様に債券に準じて「著しく低くなつたと判断する合理的な基準」を設けて毎期継続的に適用する必要がある（合理的な基準を元に評価替えの要否を検討する必要がある）。

Q12：投資信託の特別配当の処理

⇒投資信託の特別分配金は多くの場合、投資信託元本の払戻しとしての性格を有している為、この場合には、貸借対照表上は「有価証券」を減額し、資金収支計算書上は大科目「資産売却収入」の区分に小科目「投資信託特別分配金収入」等の科目を設けて表示する。

#### 4. 学校法人委員会研究報告第26号「人件費関係等について」の公表並びに学校法人会計問答集（Q&A）第3号及び第4号の廃止（平成26年9月3日改正）

（内容の概略）

Q&A第3号「人件費関係」、第4号「人件費関係等（その2）」を研究報告第26号に統合

#### 5. 学校法人委員会研究報告第5号「受託事業等の会計処理について」、学校法人会計問答集（Q&A）第6号「教育研究経費と管理経費の区分について」（平成26年9月3日改正）

⇒文言修正のみ

#### 6. 学校会計委員会報告第22号「補助活動事業に関する会計処理及び表示並びに監査上の扱いについて」（平成26年9月30日）

（内容の概略）

監査上の取扱いから不要な過去の変更時の経過措置を削除

#### 7. 学校法人委員会実務指針第44号『「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について（通知）」に関する実務指針』（平成26年12月2日改正）

（内容の概略）

従来からの会計処理が変更されたのではなく、今後も掛金を財源としない交付金が支給される可能性もある為、基準改正に伴う修正に合わせて、下記の各項目がより明確に記載された。

- 1-1-2の退職給与引当金繰入の調整計算について、掛金を財源としない交付金の場合には、繰入調整額の計算において、交付金の累積額には含めない旨の記述が追加された。
- 1-5の経過措置を適用した場合の変更時差異の端数処理について、変更時差異を平成23年度以降、毎年度均等に繰り入れる措置によっている場合、退職給与引当金特別繰入額は事業活動収支計算書の特別収支に計上される旨の記述が追加された。
- 1-1-3は平成22年当時の早期適用の可否に係る項目であるため削除された。

- 2-1のデリバティブ運用損に係る処理科目については平成25年基準改正適用後の事業活動収支計算書においては、デリバティブ取引の解約に伴う損失及び利益については、特別収支として計上することになる旨の記載が追加されるとともに、旧Q2-2の第4号基本金の計算の項目が削除された。

## 8. 学校法人委員会研究報告第15号「基本金に係る実務上の取扱いに関するQ&A」の改正について（平成26年12月2日改正）

（改正の概要）

- 1-1において、当該会計年度の末日において第30条第1項第4号に掲げる金額（恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額）に相当する資金を有していない場合には、その旨及び当該資金を確保するための対策を脚注として記載することが追加された。
- 3-3に第4号基本金の項目が追加され、学校法人の財政状態等をより適切にあらわすために、当年度の計算額が20%を超えて減少した場合には、学校法人会計基準第31条第1項第1号に該当し、前年度の恒常的資金の額と当年度の計算額との差額を取崩しの対象としなければならないこととされた旨の記載がされた。
- 1-1-2として基本金組入れの考え方の項目が追加され、「従来の消費収支計算書では、教育研修を永続的に維持する仕組みを収支計算に取り入れ、基本金組入れ後の長期的な収支の状況を把握するのに適した収支差額のみを表示していた。一方、事業活動収支計算書においては、長期的な収支の均衡状態に加えて、基本金組入れ前の収支差額を表示することで毎年度の収支の均衡状態も計算書類上把握できることとなった。」という記載がなされた。⇒従来からの基本金組入れの考え方に変更があるわけではない。

## 2) 各計算書類の主な改正内容について

### 1. 活動区分資金収支計算書

資金収支計算書並びにこれに附属する資金収支内訳書、人件費支出内訳書及び資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書を作成する必要がある。

活動区分資金収支計算書は、

- ①教育活動②施設整備等活動③その他の活動の3活動に区分する
- 学校法人全体のみを作成する。
- 当年度の実績金額のみを記載する。
- 活動区分資金収支計算書の末尾に活動区分ごとの調整勘定等の計算過程を注記する。
- 知事所轄学校法人は作成しないことができる。

### 2. 事業活動収支計算書

事業活動収支計算書の作成上の主な留意点は、以下の通りです。

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

- ・補助金の内、施設設備補助金以外の補助金は経常費等補助金という大科目で教育活動収支に計上、施設設備補助金は特別収支に計上する。
- ・寄付金の内、施設設備寄付金（施設設備の拡充のための寄付）、現物寄付（施設設備の受贈額）は特別収支、それ以外の特別寄付金・一般寄付金・現物寄付は教育活動収支に計上する。
- ・従来の事業収入は、収益事業収入を除き、教育活動収支の付随事業収入に計上し、収益事業収入は教育活動外収支に計上する。
- ・教育活動収支に徴収不能額等を設け、徴収不能引当金繰入額、徴収不能額を計上する。

### 3. 貸借対照表

貸借対照表の作成上の留意点は以下の通りです。

- ・固定資産の中科目として新たに「特定資産」を設ける。
- ・「基本金の部」と「消費収支差額の部」をあわせて「純資産の部」とする
- ・第2号基本金に対応する資産として、「第2号基本金引当特定資産」を表示する。
- ・「消費支出準備金」は廃止となっている。

以 上

**【発行元】**

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703